

五條市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年8月10日(火) 午後1時30分～午後2時1分

2. 開催場所 五條市自治連合会館

3. 農業委員

出席委員(12人)

議席番号	2番	磯田	幸一郎	議席番号	10番	栗本	恵司
議席番号	4番	柏井	正樹	議席番号	12番	新宅	一也
議席番号	5番	岩倉	義調	議席番号	13番	益田	吉博
議席番号	6番	土橋	洋二	議席番号	14番	北山	徹
議席番号	7番	鍵矢	智民	議席番号	16番	辰己	清史
議席番号	8番	松井	正昭	議席番号	18番	鶴田	和恵

欠席委員(6人)

議席番号	1番	西岡	直美	議席番号	11番	井上	伸浩
議席番号	3番	小松	禎史	議席番号	15番	吉田	正材
議席番号	9番	泉澤	光生	議席番号	17番	和田谷	好司

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員(1人)

大阿太地区 北山 高嗣

欠席委員(19人)

五條地区	池田	義美	阪合部地区	西本	光治
野原地区	岩井	久和	阪合部地区	仲山	明良
野原地区	西辻	卓司	南阿田地区	福西	忠文
宇智地区	窪田	裕	白銀西地区	千切	重敏
宇智地区	石田	実	白銀南地区	吉谷	昇
牧野地区	辻井	博	白銀北地区	東	秀一
北宇智地区	南	芳秋	賀名生地区	辰己	史子
北宇智地区	和田	全啓	宗桧地区	前田	壽郎
南宇智地区	芳田	良子	大塔地区	阪井	誠一
南宇智地区	小原	加代子			

5. 議事日程

第1	開会	
第2	会長挨拶	
第3	欠席委員の報告	
第4	署名委員の指名	
第5	審第1号 農地法第3条申請審議について	3件
	審第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について	11件
	報第1号 農地法施行規則第29条第1号届出について	1件
	報第1号 農地法第18条第6項通知受理報告について	1件
第6	その他	

6. 農業委員会事務局職員

次長 上辻 敦司

主任 俵 真滋

7. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から令和3年第8回五條市農業委員会総会を開会致します。</p> <p>携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願い致します。</p> <p>今月もコロナウイルス感染症の感染予防の観点から、会議時間を短縮できるよう、スムーズな会議運営にご協力をお願い致します。</p> <p>それでは始めに、新宅会長からご挨拶をお願い致します。</p>
会長	<あいさつ>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは五條市農業委員会会議規則第7条により会長が議長となり議事進行することになっておりますので、会長よろしくようお願い致します。</p>
議長	<p>本日は、奇数委員さんが欠席ですが、岩倉委員さん、鍵矢委員さん、益田委員さんには出席いただいております。</p> <p>過半数が出席しておりますので、五條市農業委員会会議規則第12条により、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名委員については、議席番号2番磯田委員さん、13番益田委員さんを指名させていただきますが、よろしいですか。</p>
委員	(はい)
議長	それでは、よろしくようお願い致します。

なお本日の会議書記は、俵主任を指名します。

議長

本日の案件は、〈読み上げ〉
以上、16件の審議をお願い致します。

議長

それでは審第1号 農地法第3条申請審議について、3件上程致します。
受付番号1番と2番が関連しているので、併せて事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番と2番について説明致します。
議案書2ページをご覧ください。

地図番号1-1 航空写真1-1

受付番号1番につきまして、

申請地は、五條市釜窪町 番 地目：田 現況：田 m²
外4筆 合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市本町1丁目 番 号

職業： 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市釜窪町 番地

受付番号2番につきまして、

申請地は、五條市釜窪町 番 地目：田 現況：田 m²
です。

(譲受人) 五條市本町1丁目 番 号

職業： 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市上之町 番地

本件は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、京奈和自動車道五條インターの南西約 m付近に位置します。
ご本人の農作業経験は、これまでございませんでしたが、土地の譲渡人の さん
から農機具を借り受け、農作業の指導を受けて、野菜を栽培します。

さんご本人が年間 日、 さんが 日程度、農作業に従事します。

農機具につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、トラ
ン1台、脱穀機1台、トラック1台を借り受けて使用します。

販売経路はJA、他は自家消費です。

地域の農地の利用調整に協力しますとのこと。

議長

それでは、土橋委員さん、説明をお願いします。

土橋委員

只今、事務局から説明がありましたが、生産緑地に指定されている土地になります
心配点をご本人に農業経験がないことですが、譲渡人の さんより指導を受け
農作業をしてくれると言ってくれているので、問題ないかと思えます。

ご審議、宜しく願いいたします。

議長

次に受付番号3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号3番について説明致します。

議案書2ページをご覧ください。

地図番号1-3 航空写真1-3

申請地は、五條市西阿田町 番地 地目：畑 現況：畑 m²
でございます。

(譲受人) 五條市西阿田町 番地の

職業：農業 年齢： 歳

(譲渡人) 五條市西阿田町 番地

本件は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、西阿田から大野新田へ抜けていく道沿いの大阿太公民館の側に位
置します。

譲受人の経営面積は、 m²で、申請地では、桃を栽培します。

ご本人の農作業経験は 年、年間 日農作業に従事され、他に さんや
パート従業員の方が農作業に従事されます。

農機具につきましては、軽トラ3台、SS3台、モア2台を所有しております。

販売経路については、直売又は委託販売を行います。

周辺地域との関係については、農薬の使用方法等について、地域の防除基準に
従いますとのこと。以上です。

議長

それでは、北山委員さん、説明をお願いします。

北山委員	<p>今、事務局から説明のあったとおりで、もう7年程前から さんが さんの土地を借りておまして、今年になって購入するという話しになったそうです。そういう状態ですので、何ら問題ないと思います。</p>
議長	<p>それでは、審第1号 農地法第3条申請の3件について、質疑に入ります。</p> <p>(発言無し)</p>
議長	<p>皆さん、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしで承認頂きました。ありがとうございます。</p>
議長	<p>次に、審第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について、11件上程致します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>市長から、農用地利用集積計画の通知として、今月は所有権移転が0件、利用権設定が10件、農業委員会での決定を依頼されています。</p> <p>議案書では3ページから10ページとなっています。</p> <p>一括してご説明させていただきます。</p> <p style="text-align: center;"><地図、航空写真なし></p> <p>受付番号1番について、</p> <p>申請地は久留野町の3筆と北山町の4筆、合計面積 m²です。</p> <p>譲受人は五條市田園2丁目 番地の 歳</p> <p>譲渡人は五條市久留野町 番地</p> <p>令和13年7月30日までの約10年間、使用貸借期間を設定し、果樹や野菜を栽培します。</p> <p>続いて受付番号2番と3番について、</p> <p>申請地は霊安寺町の3筆、合計面積 m²です。</p> <p>譲受人は香芝市良福寺町 番地の 歳</p> <p>譲渡人は五條市霊安寺町 番地</p> <p>令和13年12月31日まで、使用貸借権を設定し、水稻を栽培します。</p> <p>続いて受付番号4番と5番について、</p> <p>申請地は西吉野町平雄の9筆、合計面積 m²です。</p>

譲受人は五條市西吉野町平雄 番地 歳

譲渡人は橿原市白檀町7丁目 番 号

令和13年9月30日まで、使用貸借権を設定し、花木を栽培します。

続いて受付番号6番、7番、8番が関連しておりまして、

申請地は黒駒町の5筆と大野町の5筆、合計面積 m²です。

譲渡人は大阪府貝塚市畠中 ですが、譲受人は2人に分かれます。

黒駒町の2筆と大野町の5筆、合計面積 m²について、

譲受人は五條市大野町 番地 歳

令和13年12月31日まで、使用貸借権を設定し、水稻及び野菜を栽培します。

黒駒町の3筆、合計面積 m²について、

譲受人は五條市大野町 番地 歳

令和13年12月31日まで、使用貸借権を設定し、水稻を栽培します。

受付番号9番、10番、11番が関連しておりまして、

申請地は久留野町の7筆、合計面積 m²について、

譲受人は五條市久留野町 番地 歳

譲渡人は五條市久留野町 番地

大阪府河内長野市日東町 番 号 になります。

令和13年12月31日まで、使用貸借権を設定し、水稻及び野菜を栽培します。

以上11件の申請は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号による農用地利用集積計画の内容が、五條市の基本構想に適合するものであり、同項第2号の利用権の設定等を受けた後に備えるべき要件であります、農地を効率的に耕作を行うことが認められること、また耕作に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たしているものと判断されます。以上です。

議長

それでは、11件の質疑に入ります。発言の有る方は挙手をお願いします。

(発言なし)

皆さん異議ありませんか。

(異議なし)

議長	<p>全員異議なしにて承認いただきましたので、審第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認した旨を農林政策課へ回答することと決定します。</p>
議長 事務局	<p>次に報第1号農地法施行規則第29条1項届出について、1件上程致します。事務局から報告をお願いします。</p> <p>受付番号1番について説明致します。航空写真、地図 報1-1 届出地は、五條市中之町 番 地目：田 現況：畑 m² うち m²になります。</p> <p>(申請者) 五條市田園3丁目 番地の</p> <p>令和3年7月13日に農地に農作業小屋を設置する転用の届出を受理しました。転用面積は農作業小屋と出入口のコンクリ舗装部分、駐車スペースを合せての面積となります。</p> <p>さんはハーブを使ったアロマセラピーの講師をされており、収穫したハーブの加工作業スペースとして使用されます。</p> <p>本件転用に関して、日陰や汚水の発生等の問題はなく、近隣農地所有者への説明、了承は得られております。</p>
議長	<p>次に報第2号農地法第18条第6項通知受理報告について、1件上程致します。事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>受付番号1番について説明致します。</p> <p>届出地は、五條市野原町 番地 地目：田 現況：田 m²です。</p> <p>(賃貸人) 樺原市畝傍町53番地 公益財団法人なら担い手・農地サポートセンター</p> <p>(賃借人) 五條市住川町 番地の</p> <p>令和3年7月16日に使用貸借権の合意解約の通知を受理いたしました。 合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しが行われた日は、令和3年7月15日となっております。 以上、報告となります。</p>
議長	<p>それでは以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。 その他、何かご発言があれば挙手をお願い致します。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>農地パトロールを8月19日(木)から始めます。 7月の総会でお渡しした予定表から変更がございましたら、事務局までご連絡 お願いします。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。 それではこれで、令和3年第8回定例総会を終了します。 次回、令和3年第9回定例総会は、9月10日 金曜日 中央公民館 において、総会を予定しています。 よろしく願い致します。</p>

以上が令和3年8月10日 第8回五條市農業委員会定例総会の顛末である。

五條市農業委員会会長 _____ 印

署名委員 _____ 印

署名委員 _____ 印